

●香川県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市五名字国木尾37の1、37の2、52の1、52の2、53の1から53の4まで、53の6、53の7、56から61まで、字菅987、字掛橋1073、1074

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）